別表第二第一号イの表を次のように改める。

必要履修科目	履修方法	教育時間数 第一種区分			第二種区分		第三種区分	
		一級水先人養成施設	二級水先人養成施設	三級水先人養成施設	一級水先人養成施設	二級水先人養成施設	一級水先人養成施設	二級水先人養成施設	三級水先人養成施設
1 航海に関する科目									
一 航海計器	講義、演習、実験又は実習	九十九時間以上	百二十三時間以上	百四十一時間以上	三十三時間以上	六十時間以上	百八時間以上	百八時間以上	百八時間以上
二 航海通信									
三 その他の航海一般									
2 運用に関する科目									
一 操船	講義、演習、実験又は実習	百四十四時間以上	百八十九時間以上	二百七時間以上	三十時間以上	三十六時間以上	三時間以上	三時間以上	三時間以上
二 気象及び海象									
三 安全管理									
四 その他の運用一般									
3 法規に関する科目	講義又は演習	八十四時間以上	二百五十二時間以上	三百三十三時間以上	三時間以上	三時間以上	三時間以上	三時間以上	三時間以上
一 海上の衝突予防に関する法規									
二 その他の水先人として必要な法規									
4 英語に関する科目	講義又は実習	二十四時間以上	二十四時間以上	二十四時間以上	六十時間以上	百八十時間以上	六十時間以上	七十時間以上	七十時間以上
一 航海英語									
二 英会話									
5 操船シミュレータに関する科目	講義又は実習	百八十九時間以上	三百七十六時間以上	六百十五時間以上	六十時間以上	百八十時間以上	六十時間以上	七十時間以上	七十時間以上
一 基本操船									
二 応用操船									
計		五百四十時間以上	九百六十六時間以上	千三百二十時間以上	百二十六時間以上	二百七十九時間以上	百七十一時間以上	二百五十八時間以上	三百七十五時間以上

別表第二第一号イの表備考を次のように改める。

備考

操船シミュレータに関する科目において、同時に授業を受ける者の数が少ない場合は、この表に掲げる教育時間数を減じても教育の内容及び教育の効果がこの表に掲げる基準と同等と認められる範囲内において、当該教育時間数を減ずることができる。

別表第二第一号ロの表を次のように改める。

必要履修科目	期間 第一種区分			第二種区分		第三種区分	
	一級水先人養成施設	二級水先人養成施設	三級水先人養成施設	一級水先人養成施設	二級水先人養成施設	一級水先人養成施設	二級水先人養成施設	三級水先人養成施設
1 実習用船舶による実習	四月以上	七月以上	二十二月以上	一月以上	二月以上	二月以上	四月以上	五月以上
2 水先関連事業実習	〇・三月以上三・七月以上	〇・三月以上六・七月以上	十二月以上九月以上	一・五月以上	二・五月以上	〇・二月以上一・八月以上	〇・二月以上三・八月以上	〇・二月以上四・八月以上
3 水先実務								
計								

別表第二第一号ロの表備考1を次のように改める。

1　実習用船舶による実習に係る科目の教育において、船長又は航海士として総トン数千トン以上の船舶（平水区域を航行区域とする船舶を除く。）に一年以上乗り組んだ経験を有する者については、当該科目の履修を免除する。

別表第二第二号ホ中「四人」を「五人」に改め、同号へを次のように改める。

へ　実習用船舶による実習は、総トン数千トン以上の船舶（平水区域を航行区域とする船舶を除く。）により行うものであること。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成二十六年二月一日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の際現に水先修業生である者に係る養成課程については、この告示による改正後の登録水先人養成施設の必要履修科目の教育時間等の教育の内容の基準等を定める告示の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○東北地方整備局告示第二百二十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十二月二十日

東北地方整備局長　小池　剛

その関係図面は、平成二十五年十二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名　供用の開始の区間　図面縦覧場所

四十六号　盛岡市永井一地割字高屋一四九番一から同市飯岡新田八地割一二五番一まで　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年十二月二十一日十五時

○東北地方整備局告示第二百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十二月二十日

東北地方整備局長　小池　剛

その関係図面は、平成二十五年十二月二十日から二週間国土交通省東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　四十七号

三　指定する道路の部分

区間	敷地の幅員	延長
宮城県黒川郡富谷町穀田字瀬戸ノ沢二四番一から同町富谷字源内無番地まで	一〇・五〇～八二・八〇メートル	一・七〇〇キロメートル

四　指定する期日　平成二十五年十二月二十日